

商工・観光関係事業（イベント、広域観光）の取扱いに
ついて（案）

イベント事業、広域観光事業については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。

調整方針

専門部会 産業部会

協議項目		協議細目		各種事務事業の取扱い	
		商工・観光関係事業（イベント、広域観光）			
調整の方針		イベント事業、広域観光事業については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。			
項目	区分	各務原市	川島町	調整方針	
1. イベント事業 (平成15年度のイベント分を掲載)	春	桜まつり (3月下旬～4月上旬) 主催：桜まつり実行委員会 内容：日本のさくら名所100選に選ばれた新境川堤の歩行者天国、市民公園で多様な催しを実施	河川環境楽園・春の楽園祭 (3月～4月) 主催：河川環境楽園イベント実行委員会 内容：誘客イベント、自然学習教室等を開催 オオキケンケイギクまつり (5月) 主催：川島町まちづくりイベント実行委員会 内容：かさだ広場に自生するオオキケンケイギクの開花に合わせてイベントを実施	両市町において、主催、協賛などを行っているイベント事業については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。	
		おがせ池夏まつり (7月) 主催：おがせ池夏まつり実行委員会 内容：おがせ池端イベントと花火大会 日本ライオン夏まつり (8月) 主催：犬山市・犬山市観光協会・犬山商工会議所・各務原市・各務原市観光協会・各務原商工会議所 内容：犬山城を望む木曾川河畔での花火大会	河川環境楽園・夏の楽園祭 (7月～8月) 主催：河川環境楽園イベント実行委員会 内容：誘客イベント、自然学習教室等を開催 かわしま燦々夏まつり (7月) 主催：川島町まちづくりイベント実行委員会 内容：河川環境楽園に「野外映画祭」「大盆踊り大会」など住民の手作りイベントを集積、川祭りもタイアップして行われる かわしま川祭り (7月) 主催：川島町川祭り運営委員会 内容：河川環境楽園の木曾川水園に、おはやしを奏でながら舟やまが漕ぎ出していく伝統の夏祭り 一宮市民花火大会 (8月) 主催：一宮市民花火大会開催委員会 内容：138タワーパークを望む木曾川河畔での花火大会		
	秋	かかみがはら産業祭 (11月) 主催：産業祭実行委員会 内容：秋の一大イベント 市内の農産物、工業製品などの展示販売 木曾川音楽祭 (11月) 主催：木曾川音楽祭実行委員会 内容：木曾川沿岸都市間の広域交流を促進するためのコンサートを行なう	河川環境楽園・秋の楽園祭 (9月～10月) 主催：河川環境楽園イベント実行委員会 内容：誘客イベント、自然学習教室等を開催 川島町文化と商工まつり (11月) 主催：川島町文化と商工祭り実行委員会、川島町、川島町商工会 内容：日頃の生涯学習の発表の場、また、商工業の振興を図る場として川島町公民館で開催（生涯学習発表会連は教育部会で調整中）		
		なし	河川環境楽園・冬の楽園祭 (11月～1月) 主催：河川環境楽園イベント実行委員会 内容：誘客イベント、自然学習教室等を開催		

調整方針

専門部会 産業部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	工商・観光関係事業（イベント、広域観光）
項目	各務原市	川島町	調整方針
2. 広域観光事業	両市町が加入している団体	<p>○（社）岐阜県観光連盟 目的：観光情報の収集と提供、観光客受入体制の整備、県外での誘客宣伝、各種行事の共催、後援のほか、県内での観光事業の健全な発展と振興ならびに地域の活性化を図る。</p> <p>○岐阜広域観光推進協議会 目的：広域観光団体での観光キャンペーンにより、市単独ではなく広域的な観光キャンペーンの実施運営を目的とする。</p> <p>○日本まん真ん中街道連合 目的：東海北陸自動車道を日本まん真ん中街道とし、沿線地域の歴史的文化的資源の発掘や観光資源としての活用を図るため共同体制を整え推進することを目的とする。</p> <p>○飛騨・木曾川Eポート交流会実行委員会 目的：飛騨・木曾川、伊勢湾連携交流委員会市町村の交流と連携により地域づくりの推進を目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛騨木曾川国定公園連絡協議会 目的：飛騨木曾川国定公園とこれに関する地区の風景の保護及び利用の増進を図るとともに、優れた自然の風景を広く紹介し国民の厚生文化に寄与することを目的とする。 ・円空連合 目的：円空上人にかかる市場および文化的遺産の顕在化、観光活用を図るために共同体性を整え、推進することを目的とする。 ・美濃中山道連合 目的：美濃における中山道の歴史的役割を再認識することにより、中山道を通じて沿道地域が結束し、一体となつて、美濃地域における人・物・情報の活性化を図ることを目的とする。 ・岐阜県自然公園等整備促進協議会 目的：自然と人との共生を基本理念とし、自然公園・長距離自然歩道等の良好な自然環境地域の保全・整備の促進を図ることを目的とする。 ・犬山・各務原広域観光推進協議会 目的：名勝木曾川を挟み、両市及び両市の関係団体で地域活性化を図ることを目的とする。 ・日本ライン広域観光推進連絡協議会 目的：広域的な観光事業を円滑に展開するために必要な事業の協議・検討並びに関連事業を推進することを目的とする。 ・日本ライン夏まつり実行委員会 目的：犬山市・各務原市によって『日本ライン夏まつり』を多くのの人に楽しんでもらうことを目的とする。 	<p>広域観光事業については、当分の間、現行のとおりとし、両市町が加入している団体との調整を図る。</p> <p>○：両市町が共通して加入している団体 ・：両市町が独自に加入している団体</p>

上・下水道事業（下水道）の取扱いについて（案）

1. 「下水道使用料金」については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。
ただし、「料金の徴収方法」については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。
2. 「排水設備工事助成金」については、原則として、廃止するものとする。
ただし、川島処理区においては、平成19年度まで現行制度を存続する。
3. 「下水道受益者負担金」については、それぞれの市町の現行制度のまま存続する。
なお、「前納報奨金制度」については、各務原市の現行制度に統一し、「農地等の徴収猶予制度」については、川島町の現行制度を基本に統一する。
4. 「水洗便所改造等資金利子補給」については各務原市の現行制度に統一する。

調整方針

専門部会 上下水道部会

協議項目		協議細目											
各種事務事業の取扱い		上・下水道事業（下水道）											
調整の方針	<p>「下水道使用料金」については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、「料金の徴収方法」については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。「排水設備工事助成金」については、原則として、廃止するものとする。ただし、川島処理区においては、平成19年度まで現行制度を存続する。「下水道受益者負担金」については、それぞれの市町の現行制度のまま存続する。なお、「前納報奨金制度」については、各務原市の現行制度に統一し、「農地等の徴収猶予制度」については、川島町の現行制度を基本に統一する。「水洗便所改造等資金利子補給」については各務原市の現行制度に統一する。</p>												
項目	区分	川島町	調整方針										
1. 下水道使用料金	基本料金（税別）	2か月 20m ³ まで：1,700円	<p>料金体系については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。</p> <p>(2か月で50m³使用時（一般家庭の平均排除量）の下水料金は、各務原市4,540円、川島町4,550円（ほぼ同額である。)</p>										
	従量料金（税別）	<table border="1"> <tr> <td>21m³～50m³</td> <td>1m³につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>51m³～100m³</td> <td>1m³につき</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>101m³～200m³</td> <td>1m³につき</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>201m³～</td> <td>1m³につき</td> <td>130円</td> </tr> </table> <p>* 一般家庭の平均下水道排除量・2か月で50m³の下水料金は、4,540円になる。</p>		21m ³ ～50m ³	1m ³ につき	100円	51m ³ ～100m ³	1m ³ につき	110円	101m ³ ～200m ³	1m ³ につき	120円	201m ³ ～
21m ³ ～50m ³	1m ³ につき	100円											
51m ³ ～100m ³	1m ³ につき	110円											
101m ³ ～200m ³	1m ³ につき	120円											
201m ³ ～	1m ³ につき	130円											
	徴収方法	隔月検針で検針当月徴収。	料金の徴収方法については合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。										
2. 排水設備工事助成金	助成制度	制度なし	<p>排水設備工事助成金制度については、合併後、原則廃止とする。</p> <p>・水洗便所普及促進要領（昭和47年9月28日建設省都市局通達）より 「助成金方式の水洗化促進効果は必ずしも大きなものを期待できない」 「これに要する資金を直接貸付、利子補給等にあてる」などの趣旨を尊重</p> <p>ただし、供用開始の告示後3年が経過していない川島処理区については合併する日が属する年度の翌年度より3年間は現行制度を存続する。 ・下水道法第11条の3「水洗便所への改造義務等」の趣旨を尊重</p>										
	制度あり	<p>供用開始後3年以内に下水道に接続し、町の排水設備宅内検査に合格した者に一律3万円を交付。（受益者負担金、町税等の滞納が無いこと。）</p> <p>* 排水設備改造工事に対する助成金であるため、新築物件は対象外。</p>											

調整方針

専門部会 上下水道部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	調整方針																																																															
3. 下水道受益者負担金	<p>各務原市</p> <p>賦課及び徴収制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者負担金について <table border="1" data-bbox="295 1104 480 1606"> <tr><td>負担率</td><td>3分の1</td></tr> <tr><td>受益者負担金</td><td>土地の面積×500円</td></tr> <tr><td>徴収期限</td><td>5年</td></tr> <tr><td>前納報奨金制度</td><td>5年一括前納の場合 約10%を交付</td></tr> </table> 受益者負担金1,000,000円での前納報奨金 <table border="1" data-bbox="486 1104 566 1606"> <tr><td>5年一括前納</td><td>95,000円</td></tr> <tr><td>1年一括前納</td><td>3,000円</td></tr> </table> 受益者負担金は貴重な建設財源の一部を担う重要な役割をはたしている。 	負担率	3分の1	受益者負担金	土地の面積×500円	徴収期限	5年	前納報奨金制度	5年一括前納の場合 約10%を交付	5年一括前納	95,000円	1年一括前納	3,000円	<p>川島町</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者負担金について <table border="1" data-bbox="295 542 480 1043"> <tr><td>負担率</td><td>3分の1</td></tr> <tr><td>受益者負担金</td><td>土地の面積×430円</td></tr> <tr><td>徴収期限</td><td>5年</td></tr> <tr><td>前納報奨金制度</td><td>5年一括前納の場合 約21%を交付</td></tr> </table> 受益者負担金1,000,000円での前納報奨金 <table border="1" data-bbox="486 542 566 1043"> <tr><td>5年一括前納</td><td>218,000円</td></tr> <tr><td>1年一括前納</td><td>5,200円</td></tr> </table> 全体計画区域470ha中、平成15年度までに273haの整備を終える。未整備区域として残る196.5haには面整備を必要としない区域（エイザイ、消防学校等）約92haが含まれ、実質的には104haを残すのみ。 受益者負担金については、平成11年に全体計画区域の単位金額を430円として告示済み。 	負担率	3分の1	受益者負担金	土地の面積×430円	徴収期限	5年	前納報奨金制度	5年一括前納の場合 約21%を交付	5年一括前納	218,000円	1年一括前納	5,200円	<p>調整方針</p> <p>受益者負担金の額については、現行どおり各務原処理区は、単位金額500円、川島処理区は、単位金額430円とする。 <small>（受益者負担金の算定根拠は、整備地区の末端管渠整備費が基本となっており、処理分区ごとで整備費に差異が出るため、複数の負担区設定が可能とされている。）</small></p> <p>前納報奨金制度については、合併後は各務原市の制度に統一する。 受益者負担金額の端数処理、減免率、納付月等については、各務原市に整合させる。</p>																																							
負担率	3分の1																																																																	
受益者負担金	土地の面積×500円																																																																	
徴収期限	5年																																																																	
前納報奨金制度	5年一括前納の場合 約10%を交付																																																																	
5年一括前納	95,000円																																																																	
1年一括前納	3,000円																																																																	
負担率	3分の1																																																																	
受益者負担金	土地の面積×430円																																																																	
徴収期限	5年																																																																	
前納報奨金制度	5年一括前納の場合 約21%を交付																																																																	
5年一括前納	218,000円																																																																	
1年一括前納	5,200円																																																																	
	<p>農地等の徴収猶予制度について</p> <table border="1" data-bbox="943 1167 1190 1606"> <tr><th>地目</th><th>市街化区域</th><th>調整区域</th></tr> <tr><td>宅地</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>田</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>畑</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>山林</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>原野、池沼など</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>雑種地</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> <p>○ 市街化区域内農地の負担金徴収を一部猶予している各務原市の現行制度は、近隣の多くの自治体が農地転用まで負担金徴収を猶予している状況に比べて特異な制度である。</p>	地目	市街化区域	調整区域	宅地	—	—	田	—	—	畑	—	—	山林	—	—	原野、池沼など	—	—	雑種地	—	—	<p>農地等の徴収猶予制度について</p> <table border="1" data-bbox="943 667 1190 1106"> <tr><th>地目</th><th>市街化区域</th><th>調整区域</th></tr> <tr><td>宅地</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>田</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>畑</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>山林</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>原野、池沼など</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>雑種地</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> <p>○ 負担金徴収猶予の農地は、未整備区域内に11.8ha残すのみ。 ○ 徴収猶予の雑種地は、未整備区内に約4ha残すのみ。</p>	地目	市街化区域	調整区域	宅地	—	—	田	—	—	畑	—	—	山林	—	—	原野、池沼など	—	—	雑種地	—	—	<p>農地等の徴収猶予制度について</p> <table border="1" data-bbox="943 165 1158 604"> <tr><th>地目</th><th>市街化区域</th><th>調整区域</th></tr> <tr><td>宅地</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>田</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>畑</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>山林</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>原野、池沼など</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>雑種地</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> <p>それぞれ現行方式 各務原処理区は、従来どおり徴収猶予なしとし、川島処理区は、徴収猶予ありとする。</p>	地目	市街化区域	調整区域	宅地	—	—	田	—	—	畑	—	—	山林	—	—	原野、池沼など	—	—	雑種地	—	—
地目	市街化区域	調整区域																																																																
宅地	—	—																																																																
田	—	—																																																																
畑	—	—																																																																
山林	—	—																																																																
原野、池沼など	—	—																																																																
雑種地	—	—																																																																
地目	市街化区域	調整区域																																																																
宅地	—	—																																																																
田	—	—																																																																
畑	—	—																																																																
山林	—	—																																																																
原野、池沼など	—	—																																																																
雑種地	—	—																																																																
地目	市街化区域	調整区域																																																																
宅地	—	—																																																																
田	—	—																																																																
畑	—	—																																																																
山林	—	—																																																																
原野、池沼など	—	—																																																																
雑種地	—	—																																																																

調整方針

専門部会 上下水道部会

協議項目		協議細目		調整方針																															
項目	各種事務事業の取扱い	各務原市	川島町																																
4. 水洗便所等改造資金利子補給	根拠規則	各務原市水洗便所等改造資金の融資あっせん及び利子補給規則	川島町排水設備等改造資金利子補給規則	水洗便所等改造資金利子補給制度については、合併後は各務原市の制度に統一する。																															
	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市税及び公共下水道事業受益者負担金等を滞納していない者 下水道供用開始の日から、排水設備工事にあつては3年以内に工事を行う者 自己資金のみでは改造工事費を一時に負担することが困難な者 	<ul style="list-style-type: none"> 町税及び負担金、使用料等を滞納していない者 下水道供用開始の日から3年以内に改造工事を行う者 																																
	条件	<table border="1"> <tr> <td>融資あっせ ん額</td> <td>改造工事1件につき10万円 以上50万円以内で市長が定 める額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>36月</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>3月1日における長期プライ ムレート+1%</td> </tr> <tr> <td>利子補給の額</td> <td>融資に関わる利子の全額</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>融資を受けた月の翌月から 起算して36回の元利均等月 賦償還とする。</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機 関</td> <td>市長が指定する金融機関</td> </tr> <tr> <td>融資あっせ ん件数</td> <td>3件（平成14年度）</td> </tr> <tr> <td>利子補給件数</td> <td>63件（平成14年度）</td> </tr> </table>	融資あっせ ん額	改造工事1件につき10万円 以上50万円以内で市長が定 める額	償還期間	36月	利率	3月1日における長期プライ ムレート+1%	利子補給の額	融資に関わる利子の全額	償還方法	融資を受けた月の翌月から 起算して36回の元利均等月 賦償還とする。	取扱金融機 関	市長が指定する金融機関	融資あっせ ん件数	3件（平成14年度）	利子補給件数	63件（平成14年度）	<table border="1"> <tr> <td>融資あっせ ん額(利子補給 対象資金額)</td> <td>改造工事1件につき100万円 以内で町長が定める額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>長期プライムレート+1%</td> </tr> <tr> <td>利子補給の額</td> <td>資金の借入金に対する利子 の1/2</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>融資を受けた日の翌月から 元利均等償還とする。</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機 関</td> <td>町が指定する金融機関</td> </tr> <tr> <td>融資あっせ ん件数</td> <td>2件（平成14年度）</td> </tr> <tr> <td>利子補給件数</td> <td>3件（平成14年度）</td> </tr> </table>	融資あっせ ん額(利子補給 対象資金額)	改造工事1件につき100万円 以内で町長が定める額	償還期間	5年以内	利率	長期プライムレート+1%	利子補給の額	資金の借入金に対する利子 の1/2	償還方法	融資を受けた日の翌月から 元利均等償還とする。	取扱金融機 関	町が指定する金融機関	融資あっせ ん件数	2件（平成14年度）	利子補給件数	3件（平成14年度）
融資あっせ ん額	改造工事1件につき10万円 以上50万円以内で市長が定 める額																																		
償還期間	36月																																		
利率	3月1日における長期プライ ムレート+1%																																		
利子補給の額	融資に関わる利子の全額																																		
償還方法	融資を受けた月の翌月から 起算して36回の元利均等月 賦償還とする。																																		
取扱金融機 関	市長が指定する金融機関																																		
融資あっせ ん件数	3件（平成14年度）																																		
利子補給件数	63件（平成14年度）																																		
融資あっせ ん額(利子補給 対象資金額)	改造工事1件につき100万円 以内で町長が定める額																																		
償還期間	5年以内																																		
利率	長期プライムレート+1%																																		
利子補給の額	資金の借入金に対する利子 の1/2																																		
償還方法	融資を受けた日の翌月から 元利均等償還とする。																																		
取扱金融機 関	町が指定する金融機関																																		
融資あっせ ん件数	2件（平成14年度）																																		
利子補給件数	3件（平成14年度）																																		